

農地を転用する場合には、農地法による手続きを！

農地転用許可制度は、食料の安定供給の基盤である「優良農地の確保」と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。*
- 農地を転用する場合には、原則として農地法の転用許可が必要です。
- 許可を受けずに転用をしたり、許可を受けたとおりに転用しなかった場合には、罰則の適用があります。

※農地以外の例

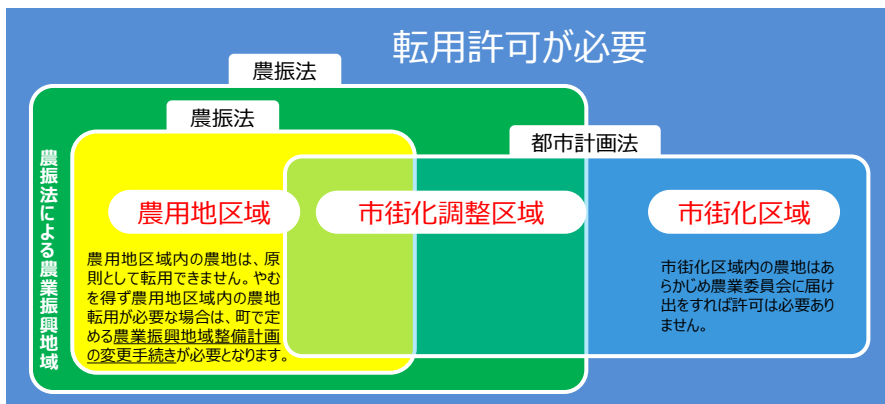
住宅・工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道路、水路、山林

農地転用に当たるのはどんな時？

| 許可が必要な場合 | 農地法 | 許可申請者 | 許可権者 |
|--|-----|--|------|
| 農地の所有者等が農地を転用する場合 例) 農地に資材を置く 自宅敷地を農地まで拡張して後継ぎの息子夫婦を迎える | 4条 | 転用を行う者 (農地所有者等) | 県知事等 |
| 農地・採草放牧地を転用するため、 売買等を行う場合 例) 農地を買ってそこに家を建てる 近隣の工場のため、農地を借りて駐車場にする | 5条 | 売主又は貸主 (農地所有者等) と 買主又は借主 (転用事業者) | |

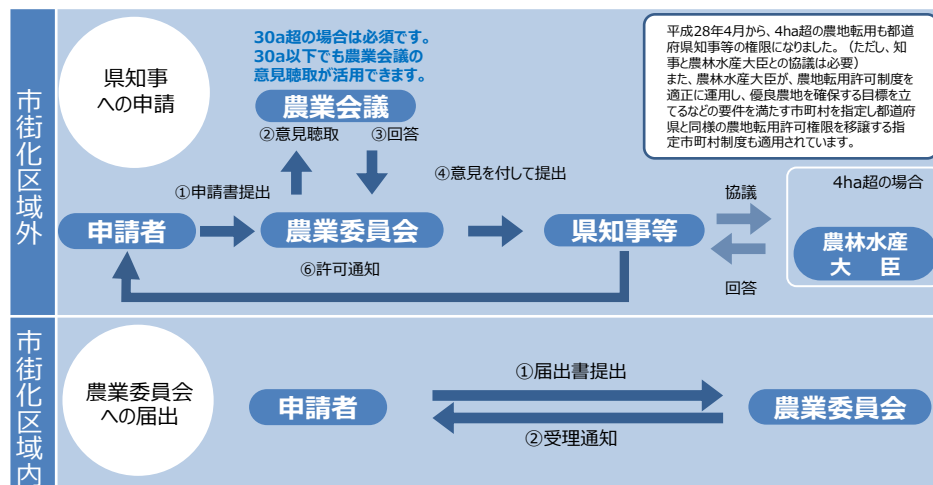
農地を転用して住宅や工場等を建設する場合は農地法以外にも、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」や「都市計画法」などの法令によって、建設が規制される場合があります。他法令による許可等が得られる見通しがない場合は、農地転用は許可されません。

■ 農振法及び都市計画法による土地利用区分



農地転用許可等の手続き

農業委員会を経由して都道府県知事等に許可申請書を提出します。



農地転用許可の基準

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）と一般基準により転用の可否が判断されます。

■ 立地基準

| 区分 | 要件 | 許可の方針 |
|----------|---|---|
| 農用地区域内農地 | 市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地 | 原則不許可 |
| 甲種農地 | 市街化調整区域内の ● 農業公共投資後8年以内の農地 ● 集団農地で高性能農業機械での営農が可能な農地 | 原則不許可 |
| 第1種農地 | ● 集団農地（10ha以上） ● 農業公共投資対象農地 ● 生産力の高い農地 | 原則不許可 ただし、土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合等は許可 |
| 第2種農地 | ● 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ● 市街地として発展する可能性のある農地 | 第3種農地に立地困難な場合等に許可 |
| 第3種農地 | ● 都市的整備がされた区域内の農地 ● 市街地にある農地 | 原則許可 |

■ 一般基準

| 事業実施の確実性 | 内容 |
|--|---|
| ● 資力と信用があるか ● 転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか ● 遅滞なく転用されるか ● 他法令による許認可が得られる見込みがあるか (ほか) | |
| 被害防除 | ● 土砂の流出・崩壊等災害を発生させる心配がないか ● 周辺の営農条件に支障がないか (ほか) |
| 一時転用 | ● 利用後、すみやかに農地として原状回復されることが確実か ● 所有権以外の権利設定か |
| 農地の集積 | ● 地域における担い手に対する農地の集積に支障がないか (ほか) |

違反転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

原状回復等の命令、 罰則の適用があります。

- 許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。
- 罰則の適用もあります（農地法第64条、同第67条）。違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

- ①違反転用
- ②違反転用に対する原状回復命令違反

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

例えば…

- 青空駐車場にした
- 資材置場にした
- 廃棄の捨て場にした
- 建設残土の捨て場にした
- 農業用施設を建てた
※自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会に相談してください。

↑
手続きは
お済みですか？

農地を 転用 するときには 農地法の 許可 が必要です

許可後の工事進捗状況（完了）報告もお忘れなく！

- 農地転用が許可にあたって、「工事進捗状況（又は完了）」の報告が、許可の条件として付されています。
- 工事完了までの間、3か月後及びその後1年ごとの工事の進捗状況と、工事が完了した際の完了の報告が必要となります。
- また、「注意事項」として記載されているとおり、事業計画に従った工事が行われるようご注意ください。

ご相談はお近くの農業委員会に

農地転用の許可申請の受付は、農業委員会で行っています。農地転用に関する手続き等の疑問は、まず農業委員会にご相談ください。

- 農地に関する相談・農地転用に関する手続き等の疑問
- 違反転用（例：廃棄物の不法投棄）の通報・相談

※なお、農地転用に関する相談や苦情については、国（農林水産省、地方農政局等）に相談窓口が開設されており、県（農地・農振担当部局）でも相談ができます。

お問合せ先：白鷹町農業委員会
TEL 0238-85-6128



注）許可申請は、ご本人若しくは代理人としての行政書士のみが行うことができます。それ以外の方の申請は行政書士法違反となりますのでご注意ください。

耕作に使われる土地は「農地」といいます。農地を農地以外（例えば住宅や工場等の建物敷地や駐車場など）に変えることが「農地転用」となります。農地転用には原則として「農地法」の「転用許可」が必要となります。